

白井市告示第23号

白井市親元同居近居支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、若い世代と高齢者世代が互いに支え合い安心して暮らせる環境をつくるために、市内に居住する親世帯と同居し、又は市内に居住する親世帯の近隣に居住することを目的として、本市において自己の居住の用に供するための住宅の購入等をした転入者に対して、予算の範囲内において、白井市補助金等交付規則（平成元年規則第10号）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入者 本市に10年以上居住する意思をもって、本市以外の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市に転入かつ居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定による本市の住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されている者で、転入する日前1年間に住民基本台帳に記録されたことのないものをいう。
- (2) 補助対象住宅 市内に建築され、又は建築された自己の居住の用に供するための住宅で、その住宅の部分の床面積が50平方メートル以上であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に適合する建築物をいう。
- (3) 補助対象増築工事 市内に現存する住宅を増築する工事で住宅の用途に供する増築部分が30平方メートル以上であり、増築後も都市計画法並びに建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に適合するものをいう。ただし、過去に市から補助金を受けた増築工事を除く。
- (4) 補助対象リフォーム工事 市内に現存する住宅で施工される次に掲げる工事で、施工後も都市計画法並びに建築基準法第6条第1項、第6条の2第1項及び同法第3章の規定に適合するものをいう。ただし、過去に市から補

助金を受けた工事を除く。

ア 内外装の修繕に関する工事

イ 機能向上に関する工事

ウ 増築工事（住宅の用途に供する増築部分が30平方メートル未満のものに限る。）

エ 間取りの変更に関する工事

（補助対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）

は、補助対象住宅の購入若しくは新築、補助対象増築工事又は補助対象リフォーム工事を行った者で、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本人又は配偶者（配偶者がいる場合に限る。以下同じ。）が転入者であること。
- (2) 本人及び配偶者の年齢が転入日において49歳以下であること。
- (3) 本人の親又は配偶者の親（一親等の直系尊属をいう。以下同じ。）の1人以上が、転入日において5年以上住民基本台帳に記録されていること。
- (4) 本人が属する世帯の世帯員及び前号に該当する親が属する世帯の世帯員全員（18歳未満の者を除く。）が前年度分の市町村税（特別区税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (5) 本人が属する世帯の世帯員全員が過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象リフォーム工事を行った場合にあっては、本人、配偶者、本人の親又は配偶者の親が補助対象リフォーム工事を行った住宅を所有していること（市長が特に認める場合を除く。）。
- (7) 補助対象住宅の新築若しくは購入、補助対象増築工事又は補助対象リフォーム工事で増築を行った場合にあっては、補助対象住宅又は当該増築部分を登記すること（市長が特に認める場合を除く。）。
- (8) 補助対象住宅又は補助対象増築工事若しくは補助対象リフォーム工事を行った住宅の所在地に転入し、及び当該住宅に居住すること（市長が特に認める場合を除く。）。
- (9) 平成28年4月1日以後に補助対象住宅の購入に係る売買契約又は補助

対象住宅の新築、補助対象増築工事若しくは補助対象リフォーム工事に係る工事請負契約をしていること。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれかの額とする。

- (1) 補助対象住宅の新築又は購入に要した費用
- (2) 補助対象増築工事に要した費用
- (3) 補助対象リフォーム工事に要した費用で合計額が20万円以上のもの
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次に掲げる額を上限とする。

- (1) 前条第1号に該当する場合 40万円
- (2) 前条第2号に該当する場合 30万円
- (3) 前条第3号に該当する場合 10万円

2 申請日において、補助対象者が属する世帯に15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども（以下「子ども」という。）がいる場合又は補助対象者若しくは補助対象者の配偶者が妊娠している場合は、前項に規定する補助金の額に10万円を加算するものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、転入した日から起算して1年が経過する日又は転入した時期に応じて市長が定める日までに、白井市親元同居近居支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 申請者が属する世帯の世帯員及び第3条第3号に該当する親が属する世帯の世帯員全員の住民票の写し（続柄が記載されたものに限る。）
- (3) 申請者が属する世帯の世帯員及び第3条第3号に該当する親が属する世帯の世帯員全員（転入日において、18歳未満の者を除く。）の前年度の市町村税の納税証明書の写し又は非課税証明書の写し
- (4) 転入者である申請者又は申請者の配偶者が転入する日前1年間に住民基

本台帳に記録されたことがないことがわかる戸籍の附票の写し等

- (5) 申請者又は申請者の配偶者と第3条第3号に該当する親の続柄を証明できる戸籍全部事項証明書又は戸籍個人事項証明書
- (6) 新築若しくは購入した補助対象住宅又は補助対象増築工事若しくは補助対象リフォーム工事を行った住宅の登記事項証明書の写し
- (7) 新築又は購入した補助対象住宅の建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認済証（以下「確認済証」という。）の写し（第4条第1号に該当する場合に限る。）
- (8) 補助対象住宅の新築に係る工事請負契約書の写し又は補助対象住宅の購入に係る売買契約書の写し（第4条第1号に該当する場合に限る。）
- (9) 補助対象住宅の新築又は購入に要した費用の領収証の写し（第4条第1号に該当する場合に限る。）
- (10) 補助対象増築工事又は補助対象リフォーム工事に係る確認済証の写し（第4条第2号又は第3号に該当し、建築基準法第6条第1項の規定により確認済証の交付を受ける必要がある場合に限る。）
- (11) 補助対象リフォーム工事をを行う住宅の確認済証の写し（第4条第3号に該当し、建築基準法第6条第1項の規定により確認済証の交付を受ける必要がない場合に限る。）
- (12) 補助対象増築工事又は補助対象リフォーム工事に係る工事請負契約書の写し（第4条第2号又は第3号に該当する場合に限る。）
- (13) 補助対象増築工事又は補助対象リフォーム工事に要した費用の領収書の写し（第4条第2号又は第3号に該当する場合に限る。）
- (14) 母子健康手帳の写し（申請者が属する世帯に子どもがおらず、申請者又は申請者の配偶者が妊娠している場合に限る。）
- (15) 補助対象住宅又は補助対象増築工事若しくは補助対象リフォーム工事をを行う住宅の位置図
- (16) 補助対象住宅又は補助対象増築工事をを行う住宅の平面図（第4条第1号又は第2号に該当する場合に限る。）
- (17) 補助対象リフォーム工事の内容を明らかにする図面（第4条第3号に該当する場合に限る。）

(18) 補助対象リフォーム工事の工事前、工事中及び工事後の写真等工事の実施を明らかにするもの（第4条第3号に該当する場合に限る。）

(19) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、白井市親元同居近居支援補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条に規定する交付の申請の補助金申請額にかかわらず、予算を勘案して、補助金申請額を下回る額で交付の決定をすることができる。

(交付の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）

は、白井市親元同居近居支援補助金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない

2 前項に規定する請求書は、前条の規定による通知のあった日の属する年度の3月末日までに提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが明らかになったとき。

(3) 補助対象住宅又は補助対象増築工事若しくは補助対象リフォーム工事を行った住宅が、建築基準法の規定に違反している等その他の理由により、市長が補助することが不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、白井市親元同居近居支援補助金交付決定取消通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、

期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

- 2 前項の返還命令は、白井市親元同居近居支援補助金返還命令書（別記第6号様式）により行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示は、平成28年4月1日以降に本市に転入した場合について適用する。

（追加〔平成28年告示86号〕）

（失効）

- 3 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に補助金の交付の決定を受けた者については、第9条及び第10条の規定は、なおその効力を有する。

（一部改正〔平成28年告示86号〕）

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

（一部改正〔平成29年告示8号〕）

附 則

この告示は、平成29年2月15日から施行し、改正後の白井市親元同居近居支援補助金交付要綱の規定は、平成28年度分の予算に係る補助金から適用する。

（一部改正〔令和2年告示12号〕）

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。